

2017年  
7月号

## LNG に関する公正取引委員会の報告書公表と経済産業省と欧州委員会の覚書締結

執筆者: 藤井 康次郎、紺野 博靖

公正取引委員会は、40年ぶりに独占禁止法第40条に基づく報告命令を発動するなどして約10ヶ月かけてLNGの取引等について調査を実施し、その調査結果を「液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書」(以下「公取委報告書」という。)として6月28日に公表した<sup>1</sup>。

当職らは、過去、G1 Global Conference という国際会議において LNG 輸入契約に含まれる仕向地制限条項について政治的な働きかけに加え、競争法の適用によりその是正を諮ることが喫緊の課題であることを発表し(2014年9月)、論文でも「(LNGの)原油価格に連動させた LNG 価格決定方法の有り方を巡っては、更に様々な議論が生まれてくるであろう」(2012年1月)<sup>2</sup>、「欧州の歴史と同様に、(LNG 売買契約の)仕向地条項について法的側面から競争法の議論が展開される可能性がある」(2015年1月)<sup>3</sup>等と論じてきた。また、JOGMEC 戦略企画室が2014年度に実施した「国際的な LNG 市場の形成可能性の調査」に携わり、LNG 売買契約の仕向地条項等に対する競争法の適用可能性の調査を実施し、その成果の一端を、経済産業省の2016年5月の「LNG 市場戦略」の策定に先立ち開催された「LNG マーケット研究会」において発表する機会を頂いた<sup>4</sup>こともあり、感慨深く、公取委報告書の公表に接した。

ここでは、公取委報告書の要点を整理するとともに、公取委報告書の発出後間もない7月11日に経済産業省と欧州委員会とが締結した「流動的で柔軟且つ透明性の高い LNG グローバル市場の促進・確立に関する覚書(Memorandum of Cooperation on Promoting and Establishing a Liquid, Flexible and Transparent Global Liquefied Natural Gas Market)」(以下「METI・欧州委員会覚

<sup>1</sup> [http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/jun/170628\\_1.html](http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/jun/170628_1.html)

<sup>2</sup> 「LNG 長期売買契約にける価格決定条項について」(2012年1月「国際商事法務」Vol.40, No.1)

<sup>3</sup> 「欧州委員会が天然ガス取引の地域制限を競争法違反と決定した事件を振り返る」(2015年1月「石油・天然ガスレビュー」Vol.49, No.1)

<sup>4</sup> [http://www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/2016fy/000101.pdf](http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2016fy/000101.pdf)

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

書」という。)と公取委報告書の相関領域について少し述べさせて頂く。

## 1. 公取委報告書

公取委報告書は全部で 174 頁に及び、156 頁まで天然ガス及び LNG の取引の事実関係を詳細に整理し、その上で 157 頁以下の「第 4 章 LNG 取引における公正な競争の確保」において LNG 売買契約に含まれる仕向地条項、利益分配条項及び Take or Pay 条項に対する独占禁止法上の考え方を述べている。

その中で、公取委報告書は、以下の場合について「独占禁止法上問題(拘束条件付取引)となるおそれが強い」としている。

- FOB 条件の期間契約で、仕向地条項を規定するとともに仕向地変更を制限すること
- DES 条件の期間契約で、仕向地変更条項に競争制限的な条件を定めることや、運用において、競争制限的な条件を仕向地変更の条件とすること
- FOB 条件の期間契約で、利益分配条項を規定すること

次に、公取委報告書は、以下の場合について「独占禁止法上問題(拘束条件付取引)となるおそれがある」としている。

- DES 条件の期間契約で、運用において、必要性・合理性のある条件を満たしているにもかかわらず売主が仕向地変更の同意を拒否する場合(なお、公取委報告書本体では、いかなる場合に仕向地変更に必要な・合理性が認められるかについて詳細な説明がなされている点に留意が必要である。)
- DES 条件の期間契約で、利益分配条項について、再販売の実現に対する売主の具体的な貢献の如何に拘わらず売主への分配割合を高くすることや、再販売「利益」として売上総利益を用いることによって、合理性が認められない分配結果をもたらす場合や、売主が買主に対し、利益構造やコスト構造の開示を要求することにより買主の再販売を妨げる効果をもつ場合

また、公取委報告書は、以下の場合について「独占禁止法上問題(優越的地位の濫用)となるおそれがある」としている。

- 期間契約で、売主の取引上の地位が買主に対して優越している場合に、初期投資回収後において、買主と十分協議することなく一方的に、厳格な引取義務数量を定めた上で Take or Pay 条項を課すこと

そして、公取委報告書は、「LNG の売主においては、本報告書を踏まえて、新規契約締結時や契約期間満了後の更新時において、再販売の制限等につながる競争制限的な契約条項や取引慣行を定めないことが必要である。また、契約期間満了前の既存契約においても、少なくとも、再販売の制限等につながる競争制限的な取引慣行を見直すことが必要である。」と述べている。さらに、公正取引委員会の事務総長は 6 月 28 日の会見で「私どもが今回示した、独占禁止法上問題となるおそれがある、あるいはおそれが強いといった行為、契約、慣行等につきまして、今後、具体的な情報に我々が接した場合には、…適切、厳正に対処していく」と述べている。また、7 月 7 日に就任した新事務総長は、その就任会見において、海外企業に対する刑事罰を背景にした審査権限行使について、そのリパーカッションの大きさに相当覚悟しておかなければならないと発言した上で、「法律上、全くできないかといえ、手続的にはそうではないだろう」と述べている<sup>5</sup>。これらの趣旨を読み解くに、公正取引委員会としては、既存契約も含め、売主と買主の自主的な交渉による是正が諮られることを期待しつつ、それでも解決が諮られない案件については、公正取引委員会自身による法執行の可能性を見据えているものと考えられる。

## 2. METI・欧州委員会覚書と公取委報告書

公取委報告書の発出から間もなく、経済産業省は、現地時間の 7 月 11 日、ブラッセルにおいて欧州連合代表としての欧州委

<sup>5</sup> 新事務総長は、会見で、本報告書の調査について、「LNG の取引実態についても、調査、これは海外企業が、あるいは企業と言えないような存在もあるかもしれませんが、海外に当事者がいるようなものに対して、どのような調査の仕方があるのか。LNG の調査は、審査ではありませんけれども、そうした分野については調査のやり方についても研究していかなければなりませんし、ただ、今回の調査では、既に持っていた手法ではありますけれども、しばらく使っていなかったような意味では、ブレイクスルーをしたのではないかと思います。」とも述べている。

員会と METI・欧州委員会覚書を締結した<sup>6</sup>。

METI・欧州委員会覚書の中で、両者は、導入の Recognition の箇所では「the large amount of additional LNG exports from current and new suppliers is likely to change the physical flows of LNG trades world-wide and integrate European, North American and Asian natural gas markets」と記載し、今後、欧州、北米、アジアの天然ガス市場の統合可能性を確認している。

その上で、METI・欧州委員会覚書は、本体で、流動的で柔軟且つ透明性の高いグローバル LNG 市場の確立のため協力する分野の筆頭に「accelerating efforts in facilitating more flexible LNG contracts in terms of destination – aiming at avoiding related restrictions – and of re-selling, duration, price setting and review」を掲げ、仕向地制限の解消など柔軟な LNG の契約を促進するための取組みを加速させていくことを合意している。

当職らは、今後、METI・欧州委員会覚書に基づく経済産業省の取り組みと、公取委報告書の運用が連携、強化されていくのではないかと考えている。

例えば、公取委報告書は、「アジアの需要者は、主に、中東、東南アジア、豪州等から期間契約により LNG を調達している。他方、欧州の需要者は、主に、欧州域内、アフリカ、中東等から期間契約により LNG を調達している」、「期間契約における LNG の価格決定方式及び価格水準は、欧州とアジアで大きく異なる。」等と指摘して、当面の分析対象を、期間契約市場については、中東、東南アジア、豪州等を供給側としアジアを需要者側とする市場としている。しかし、アジアから欧州への再販売を制限したり、欧州からアジアへの再販売を制限するような契約あるいは運用についても、当然ながら競争法の問題を惹起する可能性がある。日本向けの期間契約と欧州向けの期間契約の価格決定方式及び価格水準の差を利用した裁定取引が考えられるところ、日本から欧州への再販売を制限するものについては欧州の競争法の適用可能性が、欧州から日本への再販売を制限するものについては日本の独占禁止法の適用可能性が高まってくと予想される。上述のようにアジアと欧州の LNG・ガス市場の統合を念頭に置く METI・欧州委員会覚書に基づく両者の取組みを踏まえればなおさらであろう。

### 3. 欧州委員会の運用

そこで、欧州委員会における LNG 及びガス売買契約の再販売制限条項等に対する競争法の適用を少し振り返る。

2002 年 12 月 12 日、欧州委員会は、ナイジェリアのガス生産者である Nigeria LNG Ltd(以下「NLNG」という。)との間で、①NLNG が、欧州需要者による自国外へのガスの再販売を妨げる条項を既存契約から廃止し、将来の契約にも盛り込まないことを約束し、②NLNG が、既存契約に利益分配条項がないことを確認するとともに、将来の契約にも盛り込まないことを約束する内容で、合意が成立したと発表している<sup>7</sup>。

また、2004 年 10 月 26 日、欧州委員会は、フランスの Gaz de France(以下「GDF」という。)とイタリアの Eni S.p.A(以下「ENI」という。)のガス輸送契約、及び GDF とイタリアの Enel S.p.A(以下「ENEL」という。)のサービス契約のそれぞれに含まれていた地域制限条項を競争法違反と認定した旨を発表した<sup>8</sup>。ENI 事件では、引渡地点(Oltingue)よりも上流で販売することを制限し、ENEL 事件では、イタリア以外の国での販売を制限していた。

更に、2007 年 7 月 11 日、欧州委員会は、アルジェリアのエネルギー鉱業省との間で、アルジェリアのガス生産者である Sonatrach による欧州需要者向けガス供給契約に含まれる地域制限条項及び利益分配条項について、①全ての既存契約から地域制限条項を削除し、将来の契約にも盛り込まないこと、②FOB 契約及び CIF 契約での利益分配条項を認めず、将来の契約にも盛り込まないこと等を合意したと発表している<sup>9</sup>。なお、Ex-Ship の場合の利益分配条項の是非等を巡り、欧州委員会とアルジェリアとの間で相当な期間激しい交渉が行われたことが窺われる。

<sup>6</sup> <http://www.meti.go.jp/press/2017/07/20170712001/20170712001.html>

<sup>7</sup> [http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-02-1869\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-02-1869_en.htm)

<sup>8</sup> [http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-04-1310\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-04-1310_en.htm)

<sup>9</sup> [http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-07-1074\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-07-1074_en.htm)

#### 4. おわりに

上記のように、欧州では、販売地域制限条項や利益分配条項等の是正について、契約当事者間の交渉と並行して、LNG 売主が国営系企業の場合等、交渉が困難であったような場合には、欧州委員会が直接 LNG・ガスの売主又は産ガス国政府と競争法の適用をめぐる主体的に交渉してきた経緯がある。

今後、公取委報告書を端緒とするアジア市場における是正の進捗、さらには、METI・欧州委員会覚書を踏まえたさらなる取り組みの拡張に注視が必要である。



ふじい こうじろう  
**藤井 康次郎**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[k\\_fujii@jurists.co.jp](mailto:k_fujii@jurists.co.jp)

主たる業務分野は独占禁止法、危機管理業務、通商法。ワシントンD.C.のクリアリー・ゴットリーブ・スティーンアンド ハミルトン法律事務所勤務(2011-2012年)。経済産業省通商機構部参事官補佐(2012-2014年)。日本エネルギー経済研究所「エネルギーと法研究会」委員(2014年-)



こんの ひろやす  
**紺野 博靖**

西村あさひ法律事務所 カウンセル弁護士

[h\\_konno@jurists.co.jp](mailto:h_konno@jurists.co.jp)

主たる業務分野は資源エネルギー。トロントのマクミラン・ビンチ・メンデルソン法律事務所勤務(2006-2007年)、ブリスピンのクレイトン・ユッツ法律事務所勤務(2010-2012年)。独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構戦略企画室室長代理(2012-2015年)。日本エネルギー経済研究所「エネルギーと法研究会」委員(2014年-)